

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条

この規程は、有限会社 ハーティーが設置運営するグループホームらくらく(以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は、要介護者及び要支援者であつて認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿つたものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条

本事業所の名称及び住所は下記のとおりとする。

事業所名称：グループホーム らくらく

事業所住所：福岡県久留米市宮ノ陣町若松2348番地5

(職員の員数及び職務内容)

第5条

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者(計画作成担当者兼務含む) 2名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・整備を行う。
- ③ 介護職員 10名以上
介護職員は、利用者に対し必要な介護支援を行う。

(利用定員)

第6条

利用定員は、18名とする。

(介護内容)

第7条

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料)

第9条

本事業が提供する認知症型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、ご利用者の負担額は、その告示額の1割から2割・3割とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。下記①～③は一日の額を示す。

① 家賃	1,000	円/日
② 食材料費	1,200	円/日
③ 水道光熱費	500	円/日

④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
実 費

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。

4 入院中は家賃と水道光熱費のみの請求とする

(入居に当たっての留意事項)

第10条

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者、要支援者の認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条

本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 当苑では入社時に秘密保持の誓約書の提出を義務付けている。

(苦情処理)

第12条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(臨時における対応策)

第15条

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を構てる。また、管理者は利用者と、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携をはかり避難訓練を行う。

3 防災設備・スプリンクラー設置・自動火災報知機・誘導等・ガス漏れ報知機・カーテンは防炎・防火サイディング

(その他運営についての重要事項)

第17条

従業者などの質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携をはかり避難訓練を行う。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

4 運営推進会議を設置する。

(個人情報保護法)

第18条

当施設での、個人情報は、当施設でのサービス提供会議及び医療関係、福祉関係、行政関係、銀行関係関連の他は、使用致しません。又第三者には許可なく情報は提供いたしません。

(高齢者虐待防止)

第19条

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。施設独自の「身体拘束適正化に関する指針」に基づき、「身体拘束廃止」に向けた指導を行う。

附 則

この運営規程は平成27年8月1日より適用とする。

この運営規程は令和5年1月1日に改正